

# 伊丹市環境基本計画(第3次)の策定について

資料②

## 市・事業者・市民の役割

### 【計画の位置づけ】

伊丹市環境基本計画(第3次)は、伊丹市環境基本条例の規定に基づき、市・事業者・市民が協働して作成する計画です。

#### 伊丹市

- ・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する。
- ・自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負担の低減に努める。

協働

## 伊丹市 環境基本計画 (第3次)

協働

協働

#### 事業者

- ・事業活動によって生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる。
- ・事業活動が環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して環境保全に取り組むように努めなければならない。

#### 市民

- ・日常生活において、良好な環境を損なうことがないように努めると共に、環境への負荷低減に努めなければならない。
- ・日常生活が環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び事業者と協働して環境保全に取り組むように努めなければならない。

## 計画期間

### 第3次環境基本計画

2021年～2028年度(8年間)

年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
第2次環境基本計画	→								
第3次環境基本計画		→							